

令和2年度定期監査について、横手市農業委員会会長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和3年6月15日

監査報告書に基づき措置を講じた事項について

種類 令和2年度 定期監査（第3期）

期間 令和2年11月27日（金）～令和3年3月29日（月）

令和元年度（令和2年1月1日から令和2年3月31日まで）、令和2年度（令和2年4月1日から令和2年12月31日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況について

農業委員会事務局

課名等	監査の結果（指摘事項）	措置を講じた事項
農業委員会事務局	1 服務事務 横手市職員の出張に係る交通手段及びその取扱いに関する規程第7条に基づく私有車登録台帳に記載せず、私有車を公務使用している。	1 指摘事項を直ちに改善し、今後は適正な事務処理を行うため、チェック体制を強化した。